

1. 自然とともに生きるまちづくり



1-1 自然環境の保全

施策 1 自然保護・再生の推進

基本方針

「自然とともに生きるまち」をめざすため、沿岸域の総合的な管理を推進し、生物の多様性や生産性の保護・再生に配慮した豊かな自然環境の保全と地域の産業活動との共生を図ります。また、身近な環境問題を通じて自然保護への関心を高める環境学習や環境教育を進めるとともに、自然体験・野外活動などエコツーリズム(*)の展開を進め、里海ツーリズムを推進します。

現状と課題

① 自然と環境の保全

自然保護・再生の推進は、「新しい里海」の恵みを市民みんなが生かすまちづくりの核となる最も重要な取り組みです。現在、生活排水処理やごみの不法投棄対策といった活動だけでなく、陸と海との生物のつながりを再生するための干潟や藻場の再生などが行われるようになり、美しいだけでなく豊かな自然環境の保護・再生に向けた取り組みがすでに始まっています。今後は、市民や事業者が自主的に保全や利用の活動に参加し、豊かな自然環境の保全に取り組んでいく必要があります。

② 自然環境と調和した産業の活性化

農地、森林、海域などの自然環境は、「人と自然」、「人と人」とのつながりを生み、地域の自然環境と生態系との関係性を保つとともに、重要な地域の産業基盤としても発展してきました。このつながりを末永く維持しながら、地域の自然の恵みを生かして成り立つ農林水産業や商工観光産業の活性化を図っていく必要があります。

③ 環境学習・教育の推進

環境施策を進めるうえで、市民一人ひとりの環境保全の必要性に対する認知度・理解度が低いのが現状です。今後はさらに理解を深める取り組みを進めることで、志摩市が「自然とともに生きるまち」であるという市民の共通理解の醸成を図ることが必要です。また、学校での環境教育にも積極的に取り組む必要があります。

施策展開上の重点化の視点

- ・ 自然保護・再生の推進は、「新しい里海」の恵みを市民みんなが生かすまちづくりの核となる最も重要な取り組みのひとつであることを認識しながら、陸域と海域を一体的かつ総合的に管理する「沿岸域の総合的管理」を実践することにより、豊かな自然環境の保護・再生とその持続的な利用を図ります。
- ・ 自然が豊かで、環境にやさしいまちづくりを進めることで、魅力的なまちが形成され、住みたいと思えるまちをめざします。また、自然保護・再生の推進によって、特に1次産業が活性化することで雇用が生まれ、働く場ができるという人口減対策に取り組めます。
- ・ 各学校において総合的な学習の時間などを活用し、特に「新しい里海」の視点を取り入れた環境教育を推進します。

今後の取り組みの内容

①自然保護・再生の推進	主な担当課
<p>①-1 自然と環境の保全 </p> <p>市民が直接関わる形で干潟再生の取り組みを進めることで、森・里・海のつながりを再生するとともに、「里海」の豊かな恵みがこうしたつながりの中から生み出され、志摩市の産業活動を支えていることを市民の共通理解とします。</p> <p>漁業者が藻場再生に関わりながら事業を進めることで、豊かな自然が志摩市の漁業活動を支えていることを漁業者のみならず市民の共通理解とします。</p> <p>農地を維持することの大切さを認識してもらう啓発に取り組み、生産工程での農薬などの使用削減や土砂などの河川への流入の影響を最小限とするため、営農技術や意識の向上を図ります。</p>	環境課 ごみ対策課
<p>①-2 水環境の向上</p> <p>水環境の保全を図るための基礎資料となる河川や海域などの水質調査を継続して実施します。</p>	農林課 水産課
<p>①-3 環境学習・教育の推進 </p> <p>生涯学習や学校教育を通じて環境学習・教育の推進を図るとともに、生物観察会などの体験学習を通じて、自然保護、動物愛護の心を育みます。また、里海創生に向けた取り組みとして海洋における環境教育の普及に取り組みます。</p> <p>県の定める学校環境デーを中心にした各学校での創意工夫のある取り組みを実施します。</p> <p>「こどもエコクラブ」などを活用し、市民の環境に対する意識・知識を深めるための学習機会の拡充に取り組みます。</p> <p>教育委員会や小中学校と連携を図り、環境教育の推進のため、市職員が小中学校に出向き、ごみの減量化や再資源化の必要性の授業を実施します。</p>	里海推進室 建設整備課 下水道課 学校教育課 生涯学習スポーツ課
<p>①-4 河川海岸の環境整備 </p> <p>自然にやさしい保全施設の整備を推進するため、国や県との連携を図るとともに、自然環境に調和した多自然型護岸などへの改築に向けた協議や働きかけを行います。</p>	

施策の成果指標・目標数値の設定

No.	指標項目	単位	現状値（直近）		目標値		担当課
			年度	数値	32年度	37年度	
1	県指定の3地点における環境基準達成地区数※1	地点	25	2	3	3	環境課
2	外来生物防除活動回数	回/年	25	2	5	10	
3	藻場の再生面積	m ²	26	3,856	3,900	4,000	水産課
4	干潟の再生面積	Ha	26	5	7	10	里海推進室
5	啓発事業実施回数（農業）	回/年	26	-	1	1	農林課
6	ごみ対策課による学校での環境授業実施回数	校/年	25	3	5	5	ごみ対策課
7	学校での環境教育実施回数※2	回/年	27	10	15	20	学校教育課

※1. 環境基準：閉鎖性海域における水質基準

※2. 1校あたりの自然環境の保護・再生活動などの取り組み回数

施策 2 景観保全の推進

基本方針

「自然とともに生きるまち」をめざして、市民一人ひとりが自然景観を守るという景観保全・美化意識を高めるための取り組みを推進します。また、志摩市独自の豊かな自然、歴史、伝統文化を持つ地区を重点候補地区として、その魅力を最大限に引き出し、将来に継承していきます。

現状と課題

① 自然景観の保全に対する意識の啓発

志摩市に暮らすすべての人が美しい景観を有する伊勢志摩国立公園内に居住しているという認識を持ち、自然と人が共生できるよう、自然環境を自分たちで守るという意識改革によって、志摩市にふさわしい良好な景観の形成をめざすことが求められています。

② ごみ対策

ごみのポイ捨てや不法投棄、不適切焼却処分については、環境監視員による巡回活動や広報などでの啓発により未然防止に努めていますが、減少傾向にはいたっていないことから、「まちを美しくする条例」の普及推進と不法投棄防止に向けた監視強化、啓発を継続していく必要があります。また、不法投棄については、特に人通りの少ない場所や土地所有者が県外在住者の場合や不明の場合も多いので、責任の所在を明確化できるようなシステムの構築や不法投棄された廃棄物の処理に係る措置の強化の検討が求められています。

③ 景観保全対策

近年、志摩市において大規模な太陽光発電設備などの整備が行われていますが、自然公園内の整備については、国の方針に基づいた規制について啓発する必要があります。

施策展開上の重点化の視点

- ・ 志摩市での暮らしやあらゆる産業は伊勢志摩国立公園という素晴らしい自然の恩恵を享受して成り立っているということを市民一人ひとりが認識したうえで、市民・事業者・行政が一体となった自然景観の保全に努める必要があります。
- ・ 良好な景観の維持のため、特に悪質な不法投棄の抑制に努めます。



不法投棄の現場

今後の取り組みの内容

①環境保全・美化の推進	主な担当課
<p>①-1 監視業務の充実 </p> <p>環境監視員を継続して配置し、巡回活動を実施することにより、不法投棄などの減少に努め、環境保全や美化の推進を図ります。</p> <p>地域の監視が不法投棄防止対策となることから、今まで以上に各地区との連携を密にし、防止対策の強化や情報収集の充実を図り、不法投棄防止への関心を高めます。</p> <p>不法投棄の抑制を図るため、悪質な不法投棄現場に監視カメラを設置し、不法投棄防止に努めます。</p> <p>①-2 環境美化意識の啓発 </p> <p>美しい景観を保全するため、沿道への草花などの植樹や清掃活動など、市民が主体となった活動意欲の向上に努めます。</p> <p>市民の環境美化意識の向上と一体感の醸成をめざし、市内での一斉クリーンアップ事業を検討します。</p>	<p>環境課 ごみ対策課 都市計画課</p>
<p>②自然景観の保全</p> <p>②-1 自然景観の保全 </p> <p>市民一人ひとりが「自然とともに生きる」という意識の下、自然と人が共生しているこの地域の特性に応じた自然景観の適切な維持・管理を行い、保全していくことの重要性について認識できるよう意識啓発に努めます。</p> <p>②-2 景観の重点地区指定の検討 </p> <p>志摩市景観計画に基づき、景観の重点地区の指定について、調査・検討します。</p>	

施策の成果指標・目標数値の設定

No.	指標項目	単位	現状値（直近）		目標値		担当課
			年度	数値	32年度	37年度	
1	野外焼却行為に関する苦情相談件数（大気汚染）	件／年	26	69	30	15	環境課
2	監視活動などによる不法投棄報告件数	件／年	26	418	300	200	



施策 3 公園・緑地の整備

基本方針

市民が安心して快適に過ごせる憩いの場となる公園や緑地の整備・保全に向けて、志摩市緑の基本計画に基づき、地域住民との協働による公園、緑地、園地などの維持管理を進め、安心できる空間づくりに努めます。

現状と課題

① 公園・緑地の整備と保全

豊かで快適な都市環境を形成する緑に恵まれており、美しい景観を形成しているほか、それらを生かした公園や観光・レクリエーションの場の緑が充実していますが、既存の公園施設について遊具をはじめ、多くの施設で老朽化が進んでおり、利便性の向上や遊具の安全対策が求められています。

② 地域による美化活動

公園や緑地などの管理においては市民参加による緑化活動が重要な役割を担っており、多くの市民が環境美化活動に積極的に取り組まれています。参加される方の高齢化にともない、継続しての活動が難しくなっており、公園、緑地、園地などの維持管理や緑化活動において、市民参加による継続した活動が課題となっています。

施策展開上の重点化の視点

- ・ 公園における環境美化活動の支援を継続することにより、市民と協働で維持管理に取り組んでいきます。
- ・ 小規模な公園における老朽化した遊具は撤去を進めるとともに、大規模な公園における遊具や公園施設の更新に取り組んでいきます。
- ・ 志摩市の自然景観を生かした公園整備に努めていきます。



今後の取り組みの内容

①公園・緑地の整備・保全	主な担当課
①-1 都市公園の適正管理 市民が安心して快適に利用できる公園とするため、景観植栽の維持管理および遊具の安全管理に努めます。	都市計画課
①-2 地域住民による環境美化活動の推進 身近な公園の維持管理を行うために、関係団体やボランティア団体などと協働して、市民参加による公園の緑化や清掃活動を推進します。	
①-3 公園のバリアフリー化の推進 憩いの場である公園を誰もが利用しやすく、安心な空間とするため、手すりの設置や段差などの解消を推進します。	
②自然景観を生かした公園整備	
②-1 自然景観を生かした公園整備  景観および自然環境の保全に配慮した公園、緑地、園地などの適切な維持管理に努めます。	

施策の成果指標・目標数値の設定

No.	指標項目	単位	現状値 (直近)		目標値		担当課
			年度	数値	32年度	37年度	
1	改修などが必要な遊具の割合※	%	25	78	40	20	都市計画課
2	市民・事業者などによる緑化活動参加人数	人/年	25	193	200以上	200以上	

※都市公園遊具のうち、保守点検により改修または撤去が必要とされた遊具の割合



登茂山園地の遊具

1-2 環境共生型社会の構築

施策 1 ごみ処理・リサイクルの推進

基本方針

「ごみゼロ社会」の実現に向け、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、一人ひとりが廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を柱とした循環型社会の構築をめざします。

現状と課題

① 循環型社会の実現

物質的な豊かさの裏で大量の廃棄物が発生し、環境への負荷が増大しています。また、天然資源の枯渇や地球温暖化などの大規模な環境問題が生じており、環境基本法、循環型社会形成推進基本法、容器包装リサイクル法などの法体系の下、廃棄物の発生および排出量の抑制に取り組むとともに、リサイクルの促進を図り、循環型社会の実現をめざす必要があります。

② ごみの排出量削減

これまでほぼ横ばい状態で推移していたごみの総排出量が分別の徹底や減量化対策への協力により平成26年度では大幅に減少し、1人1日当たりのごみ総排出量が国、県の平均値を下回りましたが、ごみ処理行政の基本理念である「ごみゼロ社会」の実現に向け、さらなるごみ排出量の抑制に取り組む必要があります。

③ ごみ処理施設の適正化

平成26年4月から鳥羽志勢広域連合のごみ処理施設（やまだエコセンター）が稼働したことにより、それまで志摩市内で使用されていた旧焼却施設については、施設の閉鎖に向けた計画を検討し、不要となった焼却施設などは廃止、解体撤去する必要があります。また、最終処分場につきましては容量に限りがあるため、今後は対策を講じる必要があります。

④ 災害などの緊急時におけるごみ処理

災害時などの緊急時において、ごみの円滑な処理を実施するため、志摩市災害廃棄物処理計画に基づく対応を常に心がける必要があります。

施策展開上の重点化の視点

- ・ 市民・事業者・行政がそれぞれの役割・責任を果たし、連携することで、ごみの減量化、再資源化率の向上を図ります。

今後の取り組みの内容

①適正なごみ処理の推進		主な担当課
①-1 広域のごみ処理の安定化 里	広域連合と構成市とともに連携しながら、一般廃棄物の資源化や高効率発電が図れるよう安定処理に努めます。	ごみ対策課
①-2 一般廃棄物処理施設の整理	やまだエコセンターの稼働により停止した各地区の既存施設については、すみやかに解体撤去に取り組みます。また、最終処分場については適正な維持管理に努めます。	
①-3 収集運搬体制の効率化	市の直営業務と業者の委託業務による効率的・効果的な収集運搬に努めます。また、市民による集積所の美化活動などの啓発に取り組みます。	
①-4 災害などの緊急時における円滑なごみ処理の実施 防	志摩市災害廃棄物処理計画に基づき、生活基盤の早期回復と生活環境の改善を図るため、適正かつ円滑なごみ処理を行います。	
②ごみの減量化・リサイクルの推進		
②-1 ごみ発生抑制の意識づくり 里	ごみ問題を市民自らの問題と位置づけ、一人ひとりがごみの発生抑制に取り組むよう啓発を行うとともに、ごみ問題に関わる市民活動グループの育成に努めます。	
②-2 排出抑制の推進 里	ごみの排出抑制と資源化の向上については、引き続き、3Rの推進に取り組むことにより、ごみの減量・資源化を進め、特に生ごみは水分を多く含んでいるため水切りに関する啓発に努めます。	

施策の成果指標・目標数値の設定

No.	指標項目	単位	現状値 (直近)		目標値		担当課
			年度	数値	32年度	37年度	
1	総排出量	t/年	26	18,559	15,887	14,618	ごみ対策課
2	ごみ排出量	t/年	26	18,316	15,691	14,450	
3	可燃ごみ	t/年	26	14,795	12,459	11,467	
4	不燃ごみ	t/年	26	165	150	138	
5	資源	t/年	26	2,698	2,476	2,285	
6	乾電池・蛍光管	t/年	26	22	20	18	
7	粗大ごみ	t/年	26	62	57	53	
8	混合ごみ※	t/年	26	574	529	489	
9	集団回収量	t/年	26	243	196	168	

※可燃・不燃・資源ごみを混載し計量したもの



施策 2 地球温暖化対策の推進

基本方針

より良い地球環境を将来の世代に継承していくため、市民・事業者・行政が一体となった取り組みにより、地球環境への影響を最小限に抑える循環型社会への転換と自然との共生をめざします。

現状と課題

① 地球温暖化対策の推進

地球温暖化防止への取り組みや環境保全への取り組みを推進するためには市民・事業者の理解と協力により進められるようPR活動を進めていく必要があります。さらに、開発行為については、自然環境の保全を前提として環境と調和したものになるよう事業者などへの意識啓発が必要となります。

② 公共施設におけるエネルギー使用量の削減

現在、公共施設においては、毎年1%のエネルギー使用量の削減に向けた取り組みを推進し、エネルギーの省力化を図っており、今後も引き続き、公用車における低公害車両の導入や太陽光発電設備などの再生可能エネルギー(*)の活用について検討していく必要があります。

施策展開上の重点化の視点

- ・ 地球温暖化対策を含めた環境保全施策を各主体が自主的に推進し、自然と調和した人為的な活動が行われるように事業者などへの意識啓発を行います。
- ・ 公共施設における資源の使用量を抑制するとともに、再生可能エネルギーの導入を推進します。

今後の取り組みの内容

①地球温暖化対策の推進	主な担当課
<p>①-1 地域における地球温暖化対策の推進 </p> <p>志摩市地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガス排出抑制の取り組みを推進します。</p> <p>地球温暖化は市民一人ひとりの問題であるという認識を高められるよう啓発に努めます。また、電気器具の使用方法や省エネルギー機器の導入など、省エネルギー対策の啓発に努めます。</p> <p>事業者の責務として、開発行為を行う際には、届出の徹底に努めるとともに、自然環境および歴史文化環境との調和を保てるよう啓発に努めます。</p>	<p>管財契約課</p> <p>環境課</p> <p>教育総務課</p>
<p>①-2 公共施設におけるエネルギー使用量の削減 </p> <p>公共施設でのエネルギー省力化や低公害車導入を図り、再生可能エネルギーの活用について検討します。また、電気自動車などの次世代自動車の導入を検討します。さらに新設する公共施設においては太陽光発電設備などの設置を検討します。</p>	

施策の成果指標・目標数値の設定

No.	指標項目	単位	現状値 (直近)		目標値		担当課
			年度	数値	32年度	37年度	
1	公共施設のエネルギー消費量	GJ/年	26	113,042	107,390	101,738	環境課
2	公共施設における温室効果ガス排出量削減率※1	%	25	-23.5	-30	-50	
3	市域における温室効果ガス排出量削減率※2	%	25	-	-14.4	-28.8	管財契約課
4	再生可能エネルギー導入施設数	戸	26	10	13	15	

※1. (目標年度の排出量－基準年度(平成18年度)の排出量) / 基準年度(平成18年度)の排出量
 ※2. (目標年度の排出量－基準年度(平成25年度)の排出量) / 基準年度(平成25年度)の排出量



電気自動車充電スタンド (志摩市役所内)

施策 3 上水道・生活排水処理施設の整備

基本方針

快適で衛生的な生活を送ることができるよう、志摩市水道事業基本計画に基づいた施設整備に取り組み、災害等緊急時にも安全で安定的な水の供給を図ります。また、適正な生活排水処理により水環境の保全に努めます。

現状と課題

① 経営の健全化

人口減少や節水器具の普及などで年々収益が減少していく中、健全な経営を行っていくために経営の効率化、健全化に取り組む必要があります。また、経営環境が厳しさを増す中で、老朽化していく水道施設を更新していくためには、人口減少時代に対応した投資のあり方を検討していく必要があります。

② 安全で安定した水の供給

安全かつ安定した水の供給を確保するため、引き続き、老朽管などの更新を含め、震災に強い施設整備に取り組みます。

③ 水質保全の手法検討

自然環境の保全および公共用水域の水質保全の観点から、志摩市生活排水処理基本計画に基づき、生活排水処理施設の整備を推進する必要があります。

④ 下水道施設の維持・更新

既存の下水道施設は施設稼働から 10 年以上が経過し、施設の一部は耐用年数を超過し、経年劣化や損傷が見られます。今後は、施設の更新投資の増加や人口減少による収入減などが予想され、事故発生や機能停止を未然に防止するための計画的な改築・修繕が求められています。

⑤ 浄化槽の維持管理

浄化槽の維持管理（保守点検・清掃・法定検査）の重要性および正しい使用方法などについて、引き続き啓発していく必要があります。また、快適で衛生的な生活環境を保全するため、下水道などの処理区域以外において合併処理浄化槽の整備を推進する必要があります。

⑥ し尿の適正処理の検討

志摩市内から排出されるし尿および浄化槽汚泥は、平成 19 年度から稼働を行っている鳥羽志勢広域連合のし尿処理施設（鳥羽志勢クリーンセンター）において適正に処理されています。今後は、し尿などの処理量の変動、人口減少率などを踏まえて、処理方法などを検討していく必要があります。

施策展開上の重点化の視点

- ・ 水道事業の安定かつ効率的な運営をめざすうえで、送配水管の整備や老朽管の更新だけではなく、維持管理システムの改良も行います。また、災害等緊急時に給水優先度が特に高い施設（重要な拠点となる基幹病院や介護・援助が必要な避難行動要支援者（*）の福祉拠点）について、配水池から各施設までの配水管の耐震化を進めます。
- ・ 生活排水処理施設を整備するとともに、水環境への負荷を小さくするための生活排水処理対策の啓発を強化します。

今後の取り組みの内容

①上水道の整備		主な担当課
①-1 上水道経営の健全化	<p>上水道施設の安定した運営のため、未収金回収に努めるとともに、民間委託による事務の効率化を継続し、上水道事業の経営の健全化に努めます。</p> <p>志摩市浄水場の状況と南勢志摩水道の状況を把握し、効率的な水の運用管理に努めます。</p>	
①-2 安全で安定した水の供給	<p>安全で安定した水を供給するため、水質基準を踏まえた水質管理計画を策定し、各配水池の流末での毎日検査を実施します。また、よりいっそうの安全確保のため、追塩などについても検討していきます。さらには人材の確保、育成に努めます。</p>	
①-3 計画的な上水道施設の整備	<p>水道事業の効率的な運営を行うため、配水施設の整備や老朽管の布設替などを計画的に実施します。また、維持管理体制の強化を図るため、遠方監視システムや水道管路図（GIS）の更新、整備を図ります。</p>	
②災害用緊急時の水道施設整備		環境課
②-1 配水池などの災害対策 防	<p>災害等緊急時に備えるため、主要な配水池への緊急遮断弁や耐震化整備、また、災害時に給水優先度が特に高い施設までの配水管の耐震化や送水管（送水管のゴム可とう継手など）の耐震補強を行い、引き続き緊急時に対応できるよう施設整備に取り組みます。</p>	水道総務課 水道工務課 下水道課
③生活排水処理施設の整備		
③-1 下水道への接続の推進	<p>下水道処理区域の未接続者の方に下水道の必要性を啓発し、接続の推進に努めます。</p>	
③-2 下水道施設の維持管理 国	<p>下水道施設の長寿命化のため、計画的かつ効果的な更新計画を制定し、効率的で経済的な維持管理を行います。</p>	
③-3 合併処理浄化槽の普及 国	<p>合併処理浄化槽設置整備補助制度を継続し、汲み取り便槽や単独処理浄化槽からの転換を推進するとともに、補助制度の内容の見直しも含め、水環境の保全に有効な施策を検討し、浄化槽の適正な維持管理の啓発に努めます。</p>	
③-4 し尿の適正処理の推進 国	<p>鳥羽志勢広域連合の処理施設において、関係機関との連携や調整を図り、適正処理の推進に努めます。</p>	

施策の成果指標・目標数値の設定

No.	指標項目	単位	現状値（直近）		目標値		担当課
			年度	数値	32年度	37年度	
1	上水道有収率※1	%	26	85.13	90	90	水道工務課
2	水道料金の収納率	%	26	86.2	87	87	水道総務課
3	生活排水処理率※2	%	26	45.8	54.4	62.7	環境課
4	下水道接続率※3	%	26	49.4	61.4	71.4	下水道課

※1. 上水道有収率＝有収水量（使用水量）÷給水量×100（％）
 ※2. 生活排水処理施設により処理可能な地域居住人口÷住民基本台帳人口×100
 ※3. 下水道接続済戸数÷下水道区域内対象戸数×100（％）

施策 4 火葬場・墓地の整備

基本方針

地域の需要に応じた火葬場の運営を進めるとともに、自治会や墓地管理委員会による墓地の適正な管理運営に努めます。

現状と課題

① 火葬施設の充実

火葬施設の無煙、無臭化を図り、周辺環境に配慮した施設を目指した火葬場「悠久苑」が平成 26 年 4 月に稼働しています。今後は引き続き、「悠久苑」の適正運営に努めるとともに、旧火葬施設「斎場あご」の撤去を計画的に進める必要があります。

② 墓地の整備

現在、墓地は十分な面積が確保されていますが、将来、墓地需要が増大した場合には、新たな墓地整備を検討する必要があります。

施策展開上の重点化の視点

- ・ 火葬施設の運営には、周辺環境に及ぼす影響が最小限になるよう機器の点検やメンテナンスを行います。
- ・ 墓地の機能低下につながるおそれがある老朽化が進んだ擁壁などについて、なるべく事前に対応するための措置をとってもらうよう自治会や墓地管理委員会などに周知します。

今後の取り組みの内容

①火葬場・墓地の整備		主な担当課
①-1 火葬施設の維持管理	定期的に火葬場の機器などの点検、整備を実施し、適正な管理運営に努めます。	環境課
①-2 墓地の環境整備	墓地は地域の自治会、墓地管理委員会などによる適正な管理運営に努め、墓地整備費補助事業による環境整備を図ります。また、墓地需要が増大した場合、新たな墓地の整備を検討します。	

施策の成果指標・目標数値の設定

No.	指標項目	単位	現状値（直近）		目標値		担当課
			年度	数値	32年度	37年度	
1	火葬件数※	件	26	803	813	836	環境課

※成果指標・目標数値ではなく予測数値のことをさす



市民・事業者との協働の方向

●自然環境の保全に向けて

- ・ 市民や事業者と協働し、また、学校などと連携して、子どもから大人まで、市民一人ひとりの環境に対する意識と知識の向上を図り、連携による環境活動を実施します。
- ・ 市民や事業所などが行う環境美化や自然保護の活動に対して、情報や資材の提供、協働事業の実施などの支援を行い、自主的な活動の推進を図っていきます。
- ・ 「里海創生推進協議会」において、「新しい里海」の恵みを市民みんなが生かすまちづくりに対する認識の共有を図るとともに、市民・事業者・行政が進めるさまざまな取り組みの調整を行います。

●環境共生型社会の構築に向けて

- ・ 市民団体や学校などが行う集団回収や容器包装廃棄物の排出抑制などの減量化対策、また、環境への負荷の少ないグリーン製品の使用に協力して取り組みます。
- ・ 市民・事業者それぞれが、限りある資源を大切に使い、「ものを無駄に消費しない」、「ごみを出さない」生活スタイルを心がけられるよう啓発し、ごみ発生抑制の意識づくりに取り組みます。
- ・ 地球環境問題を市民一人ひとりの問題として意識し、連携しながら地球温暖化防止対策などに取り組みます。